

平成24年度東京都税制調査会

第1回 小委員会

〔直面する税制上の諸課題に関する資料〕

平成24年6月18日

直面する税制上の諸課題に関する資料 目次

資料名	資料番号	頁
社会保障・税一体改革大綱の概要	1	1
税制抜本改革における消費税・地方消費税の改正内容等	2	3
引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分	3	4
地方への配分割合を算出する考え方	4	5
社会保障・税一体改革における社会保障改革関連法案の概要	5	8
平成23年度東京都税制調査会答申と社会保障・税一体改革大綱	6	9
「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」の概要	7	16
「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」の概要	8	22
地方法人特別税・地方法人特別譲与税のイメージ	9	24
平成22年度地方法人特別譲与税による影響額実績	10	25
法人事業税の暫定措置に関する知事の発言	11	26
社会保障給付費の推移	12	27
社会保障の給付と財源	13	28
社会保障財源の全体像（イメージ）	14	29
平成24年度国の一般歳出と社会保障関係費	15	30
地方の普通会計決算の概要（平成22年度）	16	31
国民健康保険税と国民健康保険料	17	32
国民年金保険料、国民健康保険料の収納率の推移	18	33
国民負担率の内訳の国際比較	19	34

社会保障・税一体改革大綱の概要 (平成24年2月17日 閣議決定)

一体改革の考え方

- 社会保障の機能強化と持続可能性の確保
 - ・世代間・世代内の公平が確保された社会保障制度へ
 - ・「全世代対応型」の給付と年齢を問わず負担能力に応じた負担
- 社会保障の機能強化・維持のための安定財源確保と財政健全化を同時達成
(財政健全化目標) ~ 「財政運営戦略(閣議決定)」(平成22年6月22日)より~
 - 国・地方の基礎的財政収支
 - ・遅くとも2015年度までに赤字対GDP比を2010年度から半減
 - ・遅くとも2020年度までに黒字化
 - 国・地方の公債等残高
 - ・2021年度以降において、対GDP比を安定的に低下
- 経済成長との好循環

税制抜本改革

- 消費税は、高齢化社会における社会保障の安定財源
- 格差の是正、所得再分配機能の回復

所得税

- 課税所得5,000万円超について、45%の税率を設ける(平成27年分以後適用)
- 配偶者控除のあり方の検討、年金課税のあり方を見直し

相続税

- 基礎控除について、「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引下げ
 - ※現行: 5,000万円+1,000万円×法定相続人数
- 最高税率を55%(現行: 50%)へ引上げる等の見直し
(平成27年1月1日以後の相続等に適用)

法人課税

- 復興特別法人税課税期間終了後も引き続き、今般の実効税率引下げの効果等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、あり方について検討

地方法人課税

- 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は一体改革に併せて抜本的に見直す
- 地方消費税の充実と併せて地方法人課税のあり方を見直すことにより、地域間の税源偏在の是正の方策を講じる

消費税・地方消費税

- 税率(国・地方)を平成26年4月より8%、平成27年10月より10%へ段階的引上げ
- 社会保障4経費に則った給付による役割分担に応じて国と地方で税源配分
- 消費税収(国分)は、法律上、全額社会保障目的税化
3経費(年金、医療、介護)から4経費(少子化対策をプラス)に拡大(平成26年4月)
- 引上げ分の地方消費税収は、社会保障財源として用途を明確化
- 逆進性も踏まえ、番号制度の定着後を念頭に、再分配に係る総合的な施策(給付付き税額控除等)を導入。それまでの間は、簡易な給付措置

社会 保 障 改 革

改革の方向性と主な方策

- 未来への投資(子ども・子育て支援)
幼保一体化、保育等の量的拡充
- 医療・介護サービス保障、社会保険制度のセーフティネット機能の強化
短時間労働者への厚生年金・健康保険の適用拡大
市町村国保の財政基盤の強化と財政運営の都道府県単位化
- 貧困・格差対策の強化
生活困窮者対策と生活保護制度の見直し
- 多様な働き方を支える社会保障制度(年金・医療)
新しい年金制度の創設、現行制度の改善
- 全員参加型社会の実現
パートタイム労働法制、高年齢者雇用法制等の検討

今後のスケジュール

H24年3月末まで

関連法案を国会に提出

H26年4月

消費税・地方消費税8%

H27年10月

消費税・地方消費税10%

- 経済への配慮
法律成立後、引上げにあたっての経済状況の判断を行うとともに
経済財政状況の激変にも柔軟に対応できるような仕組みを設ける。
- 「次の改革」の検討
今後5年を目途に必要な法制上の措置を講ずる。

税制抜本改革における消費税・地方消費税の改正内容等

資料 2

	消費税	地方消費税													
税収の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障給付(年金、医療、介護) ・ 少子化に対処するための施策に要する費用 	《 引上げ分の地方消費税(市町村交付金を含む)の用途 》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障給付(年金、医療、介護) ・ 少子化に対処するための施策に要する費用 ・ その他社会保障施策に要する経費 													
税率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率の引き上げ 														
		現行	平成26年4月1日～	平成27年		平成28年4月1日～									
				～9月	10月～										
	消費税+地方消費税	5%	8%		10%										
	消費税	4%	6.3%		7.8%										
	うち交付税分	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)		1.52% (法定率19.5%)									
地方消費税	1% 〔消費税額の100分の25〕	1.7% 〔消費税額の63分の17〕		2.2% 〔消費税額の78分の22〕											
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率引き上げにあたって (1) 経済状況の判断を行う (2) 引上げの停止を含め所要の措置を講ずる 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方消費税に係る市町村交付金の交付基準 												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>指標</th> <th>按分割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現行税率分</td> <td>人口(国勢調査)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>従業員数(事業所・企業統計)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>引上げ税率分</td> <td colspan="2">全額人口により按分</td> </tr> </tbody> </table>				指標	按分割合	現行税率分	人口(国勢調査)	1/2	従業員数(事業所・企業統計)	1/2	引上げ税率分	全額人口により按分
	指標	按分割合													
現行税率分	人口(国勢調査)	1/2													
	従業員数(事業所・企業統計)	1/2													
引上げ税率分	全額人口により按分														

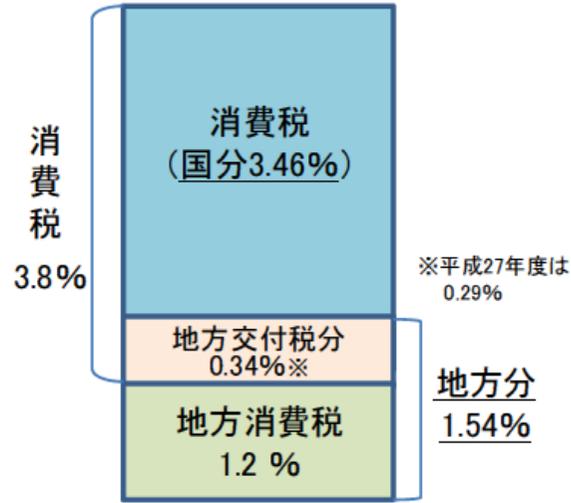
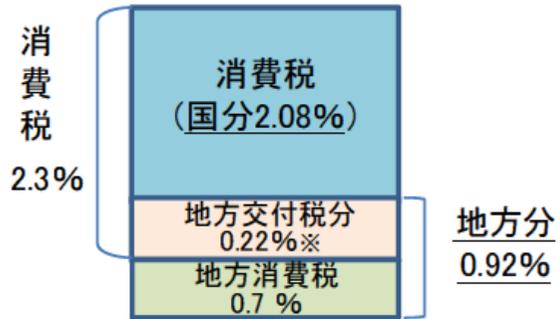
注 「国と地方の協議の場」(内閣官房)総務省提出資料、「第4回地方税財政特別委員会」(全国知事会)参考資料により作成。

引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分

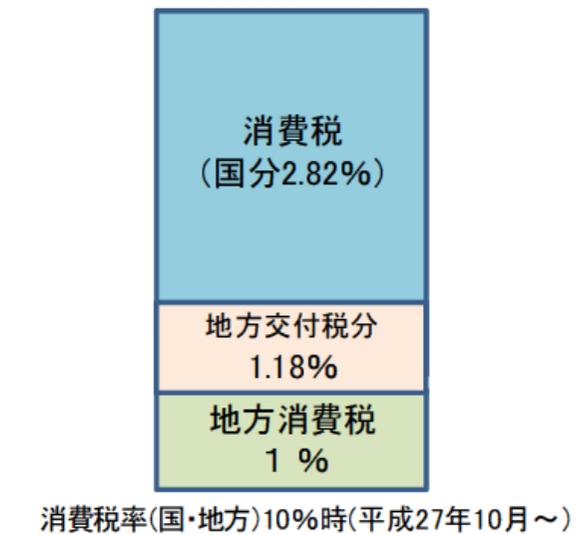
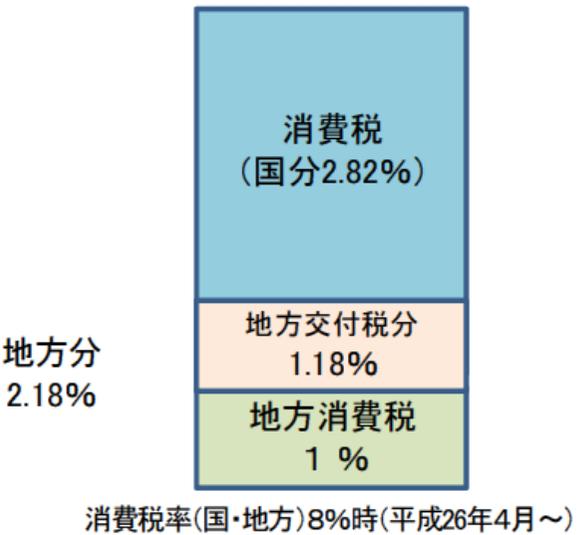
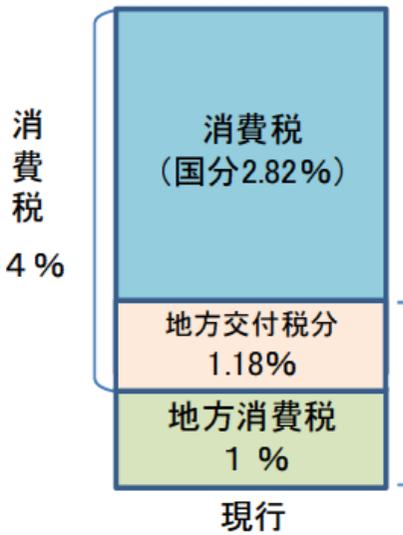
引上げ分(社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分)

○消費税	6.3%] (地方分3.10%)
└国分	4.90%	
└交付税分	1.40%	
○地方消費税	1.7%	

○消費税	7.8%] (地方分3.72%)
└国分	6.28%	
└交付税分	1.52%	
○地方消費税	2.2%	



現行分(国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない)



「第4回地方税財政特別委員会」(全国知事会)参考資料より

「社会保障 4 分野」に則った範囲の地方単独事業（主なもの）

厚生労働省が「社会保障 4 分野」に該当すると分析した事業（3.8兆円）

医療

- ・国民健康保険
- ・乳幼児医療費助成（義務教育就学前分）
- ・障害者（心身障害児、精神障害者）医療費助成
- ・妊産婦健康診査
- ・公立病院・診療所、公立大学病院、国保病院（一般会計負担）
- ・夜間休日等救急医療体制（病院群輪番制）運営費補助（1・2次救急）

介護

- ・高齢者日常生活支援
- ・介護予防・地域支え合い事業（生きがい活動通所支援、生活支援、家族介護支援等）

子ども・子育て

- ・保育所（公立・私立）
- ・幼稚園（公立・私立）
- ・児童相談所
- ・放課後児童健全育成（放課後児童クラブ、放課後こども教室等）

「則った範囲」として追加する事業（0.5兆円）

医療

- ・予防接種
- ・乳幼児健診
- ・がん検診
- ・保健所（保健師）（注1）

介護

- ・養護老人ホーム等（老人保護 措置費）（公立・私立）
- ・その他の施設（注2）
- ・居宅介護・活動支援等（注2）

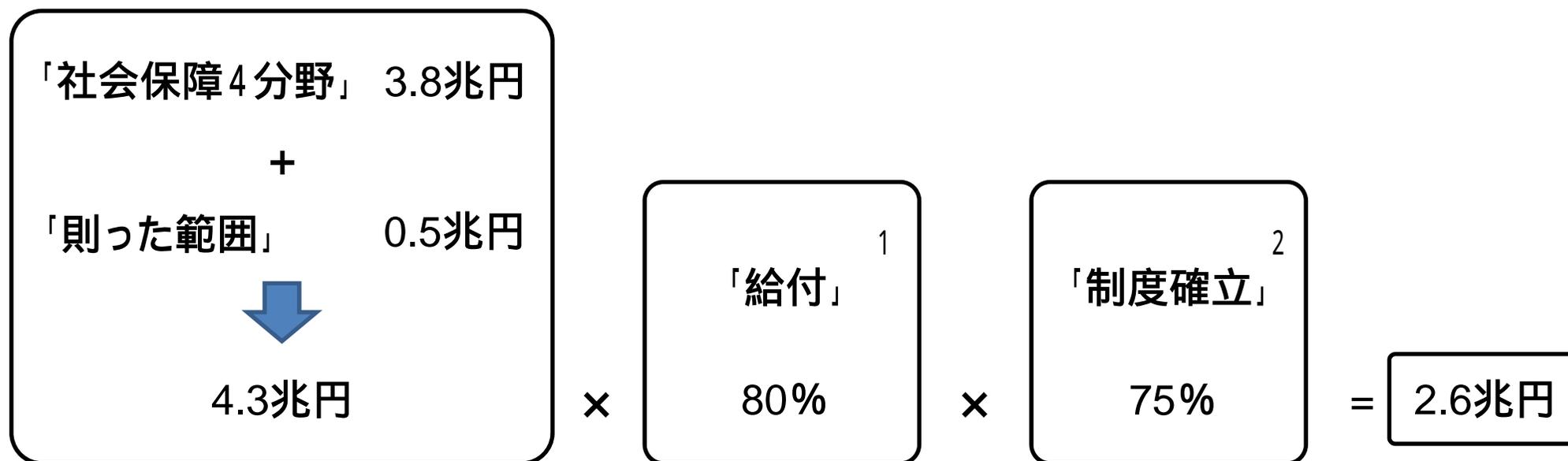
子ども・子育て

- ・その他の施設（注2）
- ・地域療養・居宅介護等（注2）

（注1）「保健所（保健師）」は、健康診査や予防接種等の業務に関連する保健師の person 費に限定。

（注2）地方単独事業は複数分野にわたって総合的に実施されていることを踏まえ、障害者・児を対象とする事業のうち、高齢者の介護に該当する事業に相当する部分及び子ども・子育ての事業に相当する部分を「則った範囲」と整理。

役割分担の基礎となる地方単独事業費の積算



1 「給付」に該当するかどうか

対象となる経費から事務費及び事務職員の人件費等を除外するため、80%を乗じる（総務省調査に基づく社会保障分野における事務費及び事務職員の人件費等の割合は20%）。

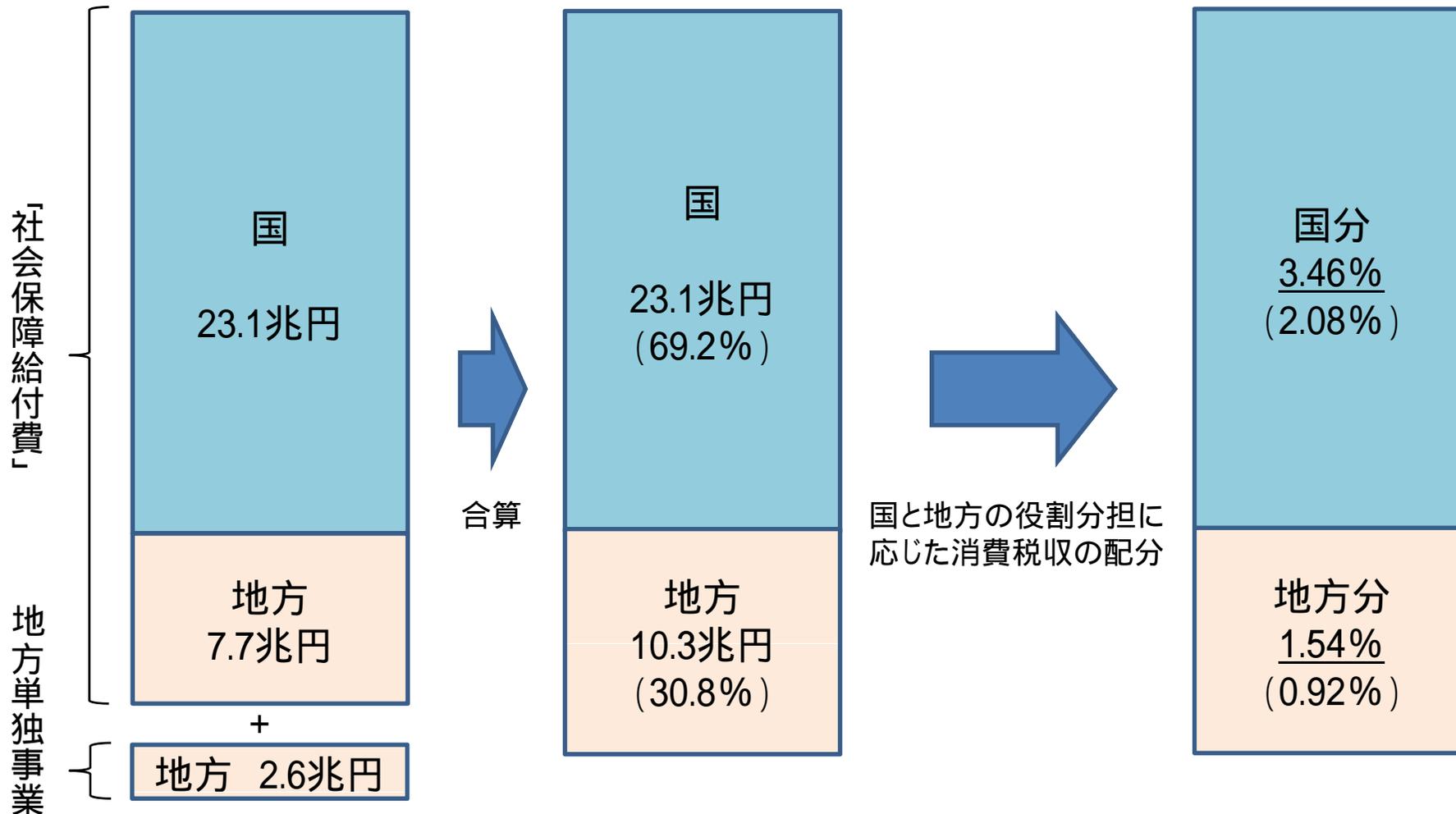
2 「制度として確立された」ものであるかどうか

地方単独事業については、地方交付税により財源を確保することを踏まえ、「制度として確立された経費」の割合は地方交付税で財源保障の対象とする「標準的な行政水準」の割合である75%（地方財政計画の一般財源総額に占める基準財政需要額の割合）とする。

国と地方の役割分担に応じた配分

社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担

消費税(国・地方)5%引上げ時の配分
(カッコ内は、3%引上げ時の配分)



社会保障・税一体改革における社会保障改革関連法案の概要

子ども・子育て

- 子ども・子育て支援給付（現金給付、教育・保育給付）
- 「総合子ども園」の設置（幼保一体化）
- 地域子ども・子育て支援事業

医療・介護

- 市町村国民健康保険の低所得者保険料軽減の拡充
- 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

年金

- 最低保障機能の強化
（低所得者への加算、高所得者の年金額の調整、受給資格期間の短縮）
- 基礎年金国庫負担 1/2 を平成 26 年度から恒久化

雇用

- 雇用保険の給付日数を拡充する措置の延長
- 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
（高年齢者の継続雇用支援）
- 有期契約労働者に対する不合理な労働条件の禁止

障害者施策

- 重度訪問介護の対象拡大
- 地域生活支援事業の追加

注 内閣官房ホームページ「社会保障・税一体改革に関連する国会提出法案」から作成。

平成23年度東京都税制調査会答申と社会保障・税一体改革大綱

項 目		頁	平成23年度東京都税制調査会答申	頁	社会保障・税一体改革大綱
税制改革の視点	分権の推進	P. 5	地方分権は時代の要請であり、税制改革はこれを促進するものでなければならない。国から地方への権限移譲を進めるとともに、地方が自らの責任で自主的・自立的に行財政運営できるよう、移転財源による国の事実上のコントロールをできるだけ排除し、自主財源としての地方税の充実を図っていく必要がある。		
	公共サービスに必要な財源の確保	P. 6	国・地方の財政を確実に持続可能なものとし、必要な公共サービスのための財源を中長期的に安定的に確保するには、行政の無駄遣いの見直しだけでは限界があり、国民の負担増について議論を尽くし、理解を得ていくことが不可欠である。		
	時代に対応した「公平」の実現	P. 8	(引き上げ分の消費税収については、)配分割合を決定する上で前提となる地方単独事業の範囲については、地方自治体が率先して取り組み、現在では定着し、全国的に実施されている事業あるいは実施されるべき事業についても広く対象とすることが不可欠である。	P.33	地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像の総合的な整理を踏まえ、引上げ分の消費税収(国・地方)については、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則第104条)に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現する。
		P. 8	社会保障を受給することと消費課税との間には、特別の受益者負担としての関係はないことから、地方消費税の税率引上げにあたっては、本来、社会保障に限定せず、地方自治体の多様な行政需要を支える一般財源としての議論がなされるべきである。		
		P. 8	現行の社会保障制度を維持する財源の多くが公債依存を通して将来世代に先送りされており、この額は、今後更に増大していくことが予想される。このような状況は、社会保障のあり方としても、国や地方の財政状況から見ても危機的であり、これからの社会保障制度の持続可能性を高めるためにも、税と社会保険料を合わせた負担のあり方そのものについての検討を進めていく必要がある。		

項 目		頁	平成23年度東京都税制調査会答申	頁	社会保障・税一体改革大綱
税制改革の視点		P. 8	税や社会保険料による負担を求める際には、景気への影響や低所得者層へ配慮しながら、広く国民が負担を分かち合い、働く現役世代に過度の負担がかからないような制度を構築していくことが必要である。	P.26	社会保障給付にはすべて財源が必要であり、負担なくして受益はない。給付は高齢者世代中心、負担は現役世代中心という現在の社会保障制度を見直し、給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平性が確保された制度へと改革していく必要がある。さらに、社会保障費の公費負担の一部は、借金という形で将来生まれてくる子・孫らの世代に先送りされている。このように財源に大きな穴のあいた社会保障制度を、このまま維持していくことはできない。
		P. 9	貧困や格差は、社会保障、教育、就労支援など歳出により対応すべき問題である。歳出面の充実と併せ、税制面においても、税の役割の一つである所得再分配機能を発揮させ、人々の負担の公平感を高めていくことが考えられる。		
	環境を重視した税制	P.11	環境重視の社会経済を構築していくためには、公平の観点から環境負担に応じて負担を求める、環境負担をコスト化し、その抑制を図るなど、環境重視の考え方を税制の中に組み込んでいくことが必要である。	P.34	「地球温暖化対策のための税」(石油石炭税の税率の上乗せ)については、地球規模の重要かつ喫緊の課題である地球温暖化対策を進める観点から、平成24年度税制改正において、引き続き、実現を図る。 地方の地球温暖化対策に関する財源確保については、「平成24年度税制改正大綱」を踏まえ、検討を行う。 【参考】平成24年度税制改正大綱 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。
	P.11	地球温暖化対策として、広く化石燃料に課税する温暖化対策税の導入を図ることが適当である。			
税制改革の方向性	基本的考え方	P.14	我が国地方自治体の役割が諸外国に比べて大きいことなどを踏まえると、税源が全国に普遍的に存在し、税収規模の大きい基幹税を国税と地方税で分かち合うことが適当である。	P.38	5. 地方税制 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。 税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。
		P.14	地方税の充実にあたっては、国と地方が協議を行い、地方自治体が発する施策のうち、全国で普遍的・標準的に実施される施策の財源は、地方財政計画の策定を通じて、法定税率の引上げ等により対応し、地域の課題や特性に応じて独自に実施される施策の財源は、超過課税や法定外税など課税自主権を行使して対応すべきである。		

項 目		頁	平成23年度東京都税制調査会答申	頁	社会保障・税一体改革大綱
税制改革の方向性	基本的考え方	P.15	地方税においても、所得循環の生産、分配、支出という三つの局面でバランス良く課税すること、すなわち事業税(生産局面)、住民税(分配局面)、消費税(支出局面)等を組み合わせて課税することが望ましい。また、所得課税、消費課税、資産課税を含めて、税制全体としてバランス良く課税する必要がある。		
		P.15	税制の抜本改革においては、税収が安定的で偏在が小さい地方消費税の充実を図ることが重要である。法人二税についても、個人住民税や固定資産税とともに、地方自治体の基幹税として維持していくことが適当である。		
	地方消費税 消費税	P.15	(地方消費税の)人口一人当たり税収額(清算後)の「最大／最小の倍率」は1.7倍(平成21年度決算)であり、個人住民税の3.1倍、固定資産税の2.3倍に比べて、地域間の偏在が小さい上、景気の変動を受けにくく税収が安定的であるなど、地方消費税は地方税にふさわしい税の一つである。		
		P.16	「社会保障・税一体改革成案」においては、消費税率(国・地方)引上げ分を社会保障に充てることを前提に議論がなされている。しかし、社会保障を受給することと消費課税との間に特別の受益者負担としての関係はない。地方消費税は、地方自治体の基幹税目として多様な行政需要を賄う観点から、引き続き一般財源とすることが適当である。	P.41	1. 消費課税 (2) 地方消費税 ① 地方消費税収の用途 地方消費税収(現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確化する(社会保障財源化)。 (注) 具体的な方法については、地方団体の意見を踏まえて検討し、結論を得る。 ② 地方消費税の税率等 イ 平成26年4月1日 1.7%(消費税と合せて8%) ロ 平成27年10月1日 2.2%(消費税と合せて10%)
		P.16	公共サービスは国と地方が一体となって提供するものであり、地方の役割の増加を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点からも、地方消費税の税率引上げについても、実現に向け、より具体的に議論することが必要である。		

	項 目	頁	平成23年度東京都税制調査会答申	頁	社会保障・税一体改革大綱
税制改革の方向性	地方消費税 消費税	P.17	地方の役割の増加に見合った地方消費税の充実のためには、国と地方の協議の場を活用し、地方消費税の税率決定に地方が関与することで、税率引上げを主張していくことや、地方消費税の税率の仕組みを現行の「消費税の25%」から「(消費税の課税標準である)課税資産の譲渡等の対価の額の何%」という形で独立させ、地方の行政需要に応じて税率を上下できるようにすることが考えられる。		
		P.17	税率引上げにあたっては、行政の無駄を徹底的に見直し、行政に対する国民の信頼を回復することが前提となる。景気好転を前提にするとともに、経済への影響を極力少なくするため、税率を段階的に引き上げるなどの手段を講ずるべきである。		
		P.17	消費税は所得に対し逆進的であり、低所得者層の負担が大きいという意見がある。これに対し、「一時点の所得」のみをもって担税力を評価するのではなく、消費税は生涯を通じた経済力をより正確に反映するという意見や、逆進性については、一税目だけでなく税制全体で議論すべきという意見もある。いずれにせよ、消費税率を引き上げる際には、低所得者層に何らかの配慮をすることが必要である。	P32	2015年度以降の番号制度の本格稼働・定着後の実施を念頭に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理とあわせ、総合合算制度や給付付き税額控除等、再分配に関する総合的な施策を導入する。 上記の再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的、臨時的措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。
		P.17	そのための一つの方法として、食料品など生活必需品に対する軽減税率の設定がある。		
		P.18	低所得者層への配慮の方法として、給付付き税額控除も有力な選択肢である。これについては、社会保障制度など歳出面における政策配慮も含め、引き続き検討する必要がある。また、適正な執行を担保するためには、納税者番号制度の導入を進めるべきである。	P.28	低所得者に対しては、消費税を充てることとなる社会保障の改革の中で、きめ細かな対策を講じるとともに、社会保障・税番号制度の導入をにらんで、給付付き税額控除の導入に向け検討を進める。

	項目	頁	平成23年度東京都税制調査会答申	頁	社会保障・税一体改革大綱
税制改革の方向性	地方消費税 消費税	P.19	地方消費税の賦課徴収について、当面、国に委任することとされたのは、納税者の負担や税務執行の効率性等から、税務行政上、合理的であると政策判断されたからであり、地方自治体は、徴収取扱費を国に支払い、国の徴税コストを適切に負担している。もちろん、地方自治体はその賦課徴収においてより積極的な役割を担っていくことについても検討する必要がある。	P.42	消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割拡大のため、当面は、現行制度の下でも可能な「納税相談を伴う収受」等の取組を進め、その上で、地方団体の体制整備の状況等を見極めながら、消費税を含む税制の抜本改革を実施する時期を目途に、地方団体に対する申告書提出の制度化等について、実務上の論点を十分整理して、改めて判断する。
	法人二税 法人税	P.26	法人所得課税については、諸外国の税制の動向を見極めつつも、法人に応分の負担を求めることが必要である。	P.37	3. 法人課税 法人課税については、国際的な協調等にも留意しつつ、企業の競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る必要がある。 こうした観点から、平成23年度税制改正において、課税ベースの拡大とともに、法人税率を4.5%引下げ(平成24年度から適用開始)、中小法人に対する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引き下げることとしている。 復興特別法人税課税期間終了後(平成27年度以降)において、実効税率の引下げが実現することとなるが、その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、今般の税率引下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、法人課税のあり方について検討する。
		P.25	法人二税については、バランスのとれた地方税体系という観点から、地方の基幹税の一つとして維持するとともに、法人事業税について、中小法人の負担に引き続き配慮しつつ、税収の安定化、偏在の是正に効果がある付加価値割など外形標準課税の拡大を図り、応益税としての性格をより明確にすることが適当である。	P.38	5. 地方税制 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。 税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。
		P.26	法人二税は、都道府県及び市町村に不可欠な基幹税であり、他の税とバランス良く組み合わせながら、引き続き地方の基幹税の一つとして役割を果たしていくことが適当である。		
	個人住民税 所得税	P.27	個人所得課税については、こうした社会経済状況の変化や、消費税・地方消費税の引上げが今後不可避であることなどを踏まえ、社会経済の活力を損なわないよう配慮しながら、個人住民税を含め、所得再分配機能を機能させていくことが考慮されていくべきである。	P.35	今後、消費税率の引上げにより、税制全体としての累進性がさらに低下することも踏まえれば、所得税については、高い所得階層に負担を求めるなど所得再分配機能の回復を図る改革を進める必要がある。

項 目		頁	平成23年度東京都税制調査会答申	頁	社会保障・税一体改革大綱
税制改正の方向性	個人住民税 所得税			P.35	今回、特に高い所得階層に絞って、格差の是正及び所得再分配機能の回復を図る観点から、一定の負担増を求めることとする。
		P.28	個人所得課税の所得再分配機能の強化が求められていることなどを踏まえると、地方自治体の裁量権を拡大し、独自の判断で累進税率を適用できるようにすることも考えられる。	P.37	(6)個人住民税 税率構造については、平成19年度に3兆円の税源移譲が行われた際に、応益性の明確化、地域間の税源偏在度の縮小、税収の安定性の向上の観点から所得割の税率が10%比例税率化された経緯を踏まえ、比例税率の構造を維持することを基本として検討する。
		P.29	(給付付き税額控除は、)我が国においても、所得格差の拡大に対する税制面からの対応策として、積極的にその導入を検討すべきである。	P.28	低所得者に対しては、消費税を充てることとなる社会保障の改革の中で、きめ細かな対策を講じるとともに、社会保障・税番号制度の導入をにらんで、給付付き税額控除の導入に向け検討を進める。
		P.29	給付付き税額控除を導入する際の前提として、世帯単位で所得を総合的に捕捉し、適切な執行を担保するための納税者番号制度の導入が必要となる。また、アメリカでは不正受給が全体の3割に達すると言われており、確定申告者の大幅な増加に伴う事務負担の増加など、執行体制の整備も大きな課題である。さらに、税額控除の実施による減収分をどのような形で補うかという問題もある。諸外国の例も参考にしながら、社会保障制度のあり方と合わせた総合的な制度設計のほか、執行面も含めた実現可能な仕組みの検討が必要である。	P.44	5. その他 社会保障・税番号制度の導入に伴う税制上の対応については、平成24年通常国会に提出したマイナンバー法の整備法において、所要の措置を講ずる。
	地方財政調整制度	P.31	地方自治体が自主的・自立的な財政運営をできるようにしていくためには、自主財源の確保が最も重要であり、まずは地方税の充実が不可欠である。また、地方税の充実には地方消費税など偏在の小さい税により行い、極力、偏在の小さい地方税体系とすべきである。	P.38	5. 地方税制 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。 税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

	項 目	頁	平成23年度東京都税制調査会答申	頁	社会保障・税一体改革大綱
税制改革の方向性		P.31	財政調整は、そうした財政力の弱い地方自治体に住む人々も、国民として、教育や対人社会サービスなど一定水準の地方自治体の公共サービスを受けることができるよう、当該地方自治体に必要な財源を配分するものであり、地域社会の安定を図る上で、必要不可欠のものである。		
		P.32	(法人事業税の暫定措置は、)地方自治体の自主財源である法人事業税を税の理論を超えて財政調整の手段として用いたものである。あくまでも消費税を含む税制の抜本的改革が行われるまでの暫定措置とされているが、税収格差という一面だけを捉え、財政需要の視点が欠落するなど、財政調整本来のあり方から大きく外れるとともに、戦後一貫して都道府県の独立の基幹税とされてきた税を国税化するなど、分権改革に逆行するものである。	P.38	5. 地方税制 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。
		P.35	国がその財源を保障する地方交付税制度は、今後も重要な役割を果たしていくべきものとする。	P.33	引上げ分の消費税収の地方分は、消費税率換算で、2014年4月1日から0.92%分、2015年10月1日から1.54%分とし、地方消費税の充実を基本とするが、財政力の弱い地方団体における必要な社会保障財源の確保の観点から、併せて消費税の交付税法定率分の充実を図る。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」の概要

1. 趣旨（第1条）

この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点から所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うため、消費税法、所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部を改正するとともに、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるものとする。

2. 消費税法の一部改正

(1) 平成 26 年 4 月 1 日施行（第 2 条）

○消費税率を 4% から 6.3% に引上げ（地方消費税 1.7% と合わせて 8%）。

○消費税の用途の明確化

（消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする）

○課税の適正化（事業者免税点制度の見直し、中間申告制度の見直し）

(2) 平成 27 年 10 月 1 日施行（第 3 条）

○消費税率を 6.3% から 7.8% に引上げ（地方消費税 2.2% と合わせて 10%）

3. 所得税法の一部改正（第 4 条）

○所得税の最高税率の引上げ（課税所得 5,000 万円超について 45%）

（注）平成 27 年分以後の所得税について適用

4. 相続税法の一部改正（第 5 条）

○相続税の基礎控除の引下げ（「5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数」
⇒ 「3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数」）

○相続税の税率構造の見直し（最高税率を 50%⇒55%に引上げ）

○相続時精算課税制度に係る贈与者の年齢引下げ（65 歳⇒60 歳）

（注）平成 27 年 1 月 1 日以後に取得する財産に係る相続税、贈与税について適用

5. 租税特別措置法の一部改正（第 6 条）

○直系卑属（20 歳以上）を受贈者とする場合の贈与税の税率構造の緩和

○相続時精算課税制度に係る受贈者の対象拡大（20 歳以上の孫を追加）

（注）平成 27 年 1 月 1 日以後に取得する財産に係る贈与税について適用

6. 税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置（第 7 条）

第 2 条から第 6 条までの規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等一部改正法附則第 104 条第 1 項及び第 3 項に基づく平成 24 年 2 月 17 日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、それらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。（基本的な方向性については別紙参照）

7. 附則

○消費税率の引上げに当たっての措置（附則第 18 条）

- ・ 消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成 23 年度から平成 32 年度までの平均において名目の経済成長率で 3 %程度かつ実質の経済成長率で 2 %程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- ・ この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第 2 条及び第 3 条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について（第7条関係）

1 消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ 番号制度の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、給付付き税額控除等の低所得者に配慮した再分配に関する総合的な施策を導入する。

ロ イの再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

ハ 消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要な見直しを行う。

ニ 消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

(1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り、相談等を行うこと。

(2) 中小事業者向けに相談の場を設置するとともに、講習会の開催等を行うこと。

(3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方向的に拒否すること等の不公正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。

(4) 競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑制するための独占禁止法の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。

(5) 適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置すること。

ホ 取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税、内税等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

- へ 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。
- ト 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。
- チ 消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う収受等の取組を進めた上で、地方公共団体における体制の整備状況等を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目途に、消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。
- リ 酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する。
- ヌ 酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。
- ル 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。
- ロ 燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていること及び平成24年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。
- ワ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う。
- カ 印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

2 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

- イ 金融所得課税については、平成 26 年 1 月から所得税及び個人住民税をあわせて 20%の税率が適用されることを踏まえ、その前提の下、平成 24 年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。
 - ロ 扶養控除の在り方については、真に税負担の減殺に配慮が必要な者が対象となっているかどうかとの観点及び課税ベースの拡大等の観点を踏まえるほか、今後更に具体化される社会保障制度の改革の内容及び給付付き税額控除の導入をめぐる議論も踏まえつつ、検討する。
 - ハ 年齢二十三歳以上七十歳未満の扶養親族を対象とする扶養控除については、関連する社会保障制度の内容も踏まえつつ、検討する。
 - ニ 配偶者控除については、当該控除をめぐる様々な議論、課税単位の議論及び社会経済状況の変化等を踏まえつつ、引き続き検討する。
 - ホ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、その在り方について検討する。
 - ヘ 年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえつつ、見直しを行う。
 - ト 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（（2）において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。
 - （1）税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成 19 年度に所得割の税率を比例税率とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
 - （2）諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
 - （3）個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。
- 3 法人課税については、平成 27 年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

- 4 資産課税については、次に定めるとおり検討すること。
- イ 事業承継税制について、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置について検討を行い、第5条の規定の施行に併せて見直しを行う。
 - ロ 相続税について、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討する。
- 5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。
- イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。
 - ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。
- 6 番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び同法の整備法の公布後、納税者の利便の向上、個人番号及び法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調書の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。
- 7 国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。
- 8 歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について本格的な作業を進めること。

注1 財務省ホームページ「第180回国会における財務省関連法律」より
2 本文中の下線は主税局税制部税制調査課が付した。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案」の概要

1 地方税法の一部改正（第1条・第2条）

(1) 地方消費税の税率の引上げ

地方消費税の税率を次のとおり引き上げる。

	税率	消費税率換算（参考）	消費税と合わせた税率（参考）
現行	100分の25	1%	5%
平成26年4月1日～	63分の17	1.7%	8%
平成27年10月1日～	78分の22	2.2%	10%

(2) 引上げ分の地方消費税の用途の明確化

引上げ分の地方消費税（市町村交付金を含む。）については、消費税法第1条第2項に規定する経費[※] その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

（※）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

(3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準

引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、(2)のとおり社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する[※]。

（※）現行分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準（人口：従業者数＝1：1により按分）は変更しない。

2 地方交付税法の一部改正（第3条～第5条）

消費税に係る地方交付税率を次のとおり変更する。

	地方交付税率	消費税率換算（参考）
現行	29.5%	1.18%
平成26年度	22.3%	1.40%
平成27年度	20.8%	1.47%
平成28年度～	19.5%	1.52%

3 その他

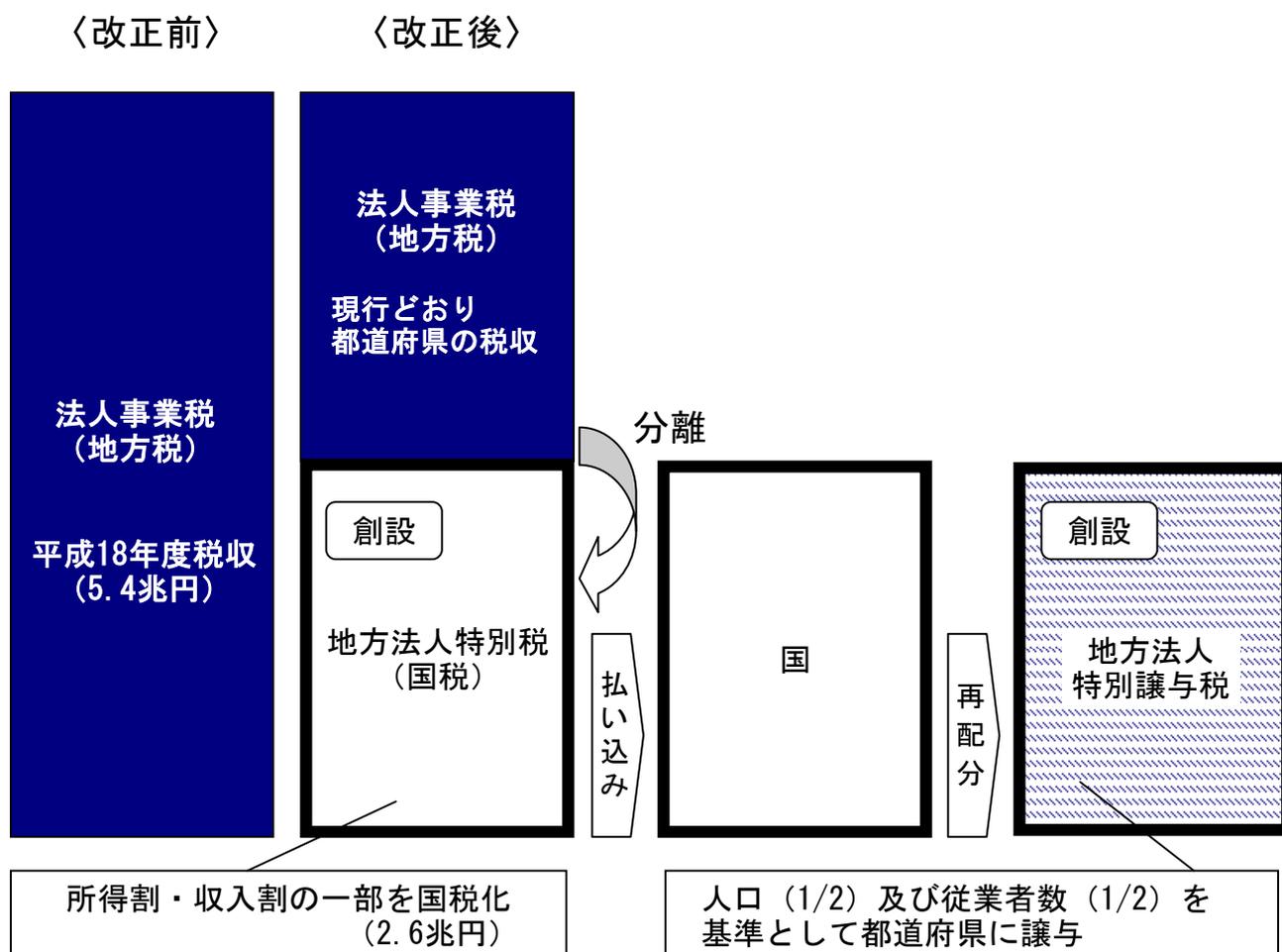
(1) 地方消費税率の引上げに当たっての措置（附則第19条）

- ・ 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から平成32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。
- ・ この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第1条及び第2条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

(2) その他

その他所要の規定の整備等を行う。

[基本的仕組み（全国ベース）]



[都への影響額等]

(単位：億円)

	法人事業税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 A + B = C
21年度	△2,140	791	△1,349
22年度	△3,601	1,748	△1,853
23年度	△3,616	1,985	△1,631
24年度	△3,715	2,676	△1,039

- 注1 20年度（初年度）における法人事業税の減収額は△163百万円。
 2 23年度は、23補正後予算ベース、24年度は、24当初予算ベース。
 3 24年度は、暫定措置による減収額が地方交付税算定上の財源超過額の2分の1を超えたため、特例的に874億円の譲与額加算措置がなされた。

平成22年度地方法人特別譲与税による影響額実績

資料10

(単位：億円)

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
北海道	441	603	163
青森県	99	150	50
岩手県	85	149	64
宮城県	222	260	37
秋田県	71	122	52
山形県	72	133	61
福島県	202	226	24
茨城県	308	319	10
栃木県	198	223	25
群馬県	243	228	▲15
埼玉県	533	701	168
千葉県	496	583	87
東京都	3,320	1,748	▲1,572
神奈川県	765	890	125
新潟県	233	271	39
富山県	98	129	32
石川県	117	135	18
福井県	112	94	▲17
山梨県	117	97	▲20
長野県	176	243	68
岐阜県	183	232	49
静岡県	414	431	16
愛知県	962	856	▲105
三重県	191	204	13

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
滋賀県	177	150	▲28
京都府	267	288	21
大阪府	1,166	1,026	▲140
兵庫県	465	586	121
奈良県	69	135	66
和歌山県	73	106	33
鳥取県	56	65	9
島根県	63	81	18
岡山県	175	210	35
広島県	308	322	14
山口県	136	161	26
徳島県	85	85	▲0
香川県	128	112	▲16
愛媛県	154	155	0
高知県	45	83	38
福岡県	451	547	96
佐賀県	81	94	12
長崎県	97	154	57
熊本県	119	193	74
大分県	97	131	34
宮崎県	75	122	47
鹿児島県	109	184	75
沖縄県	106	143	37
合計	14,159	14,159	0

注1 「平成23年地方税関係資料ハンドブック（財団法人地方財務協会）」により作成。

2 地方法人特別税は平成22年2月から平成23年1月までに国に納付された額。

3 地方法人特別譲与税は、平成22年度5月、8月、11月、2月期の譲与額の合計。

4 地方法人特別譲与税額は、各都道府県の人口（H17国勢調査）及び従業員数（H18事業所企業統計調査）で按分。

5 四捨五入により計が一致しないところがある。

法人事業税の暫定措置に関する知事の発言

○平成24年東京都議会第1回定例会における知事施政方針表明（2月22日）

「（略）・・・また、社会保障と税の一体改革が議論されておりますが、先般、政府が閣議決定した大綱の中に、国が道理もなく奪った法人事業税の暫定措置の撤廃に向けた方針が明記されました。当初約したとおり、確実な撤廃に向けて、都議会の皆様のお力添えをぜひお願いいたします。

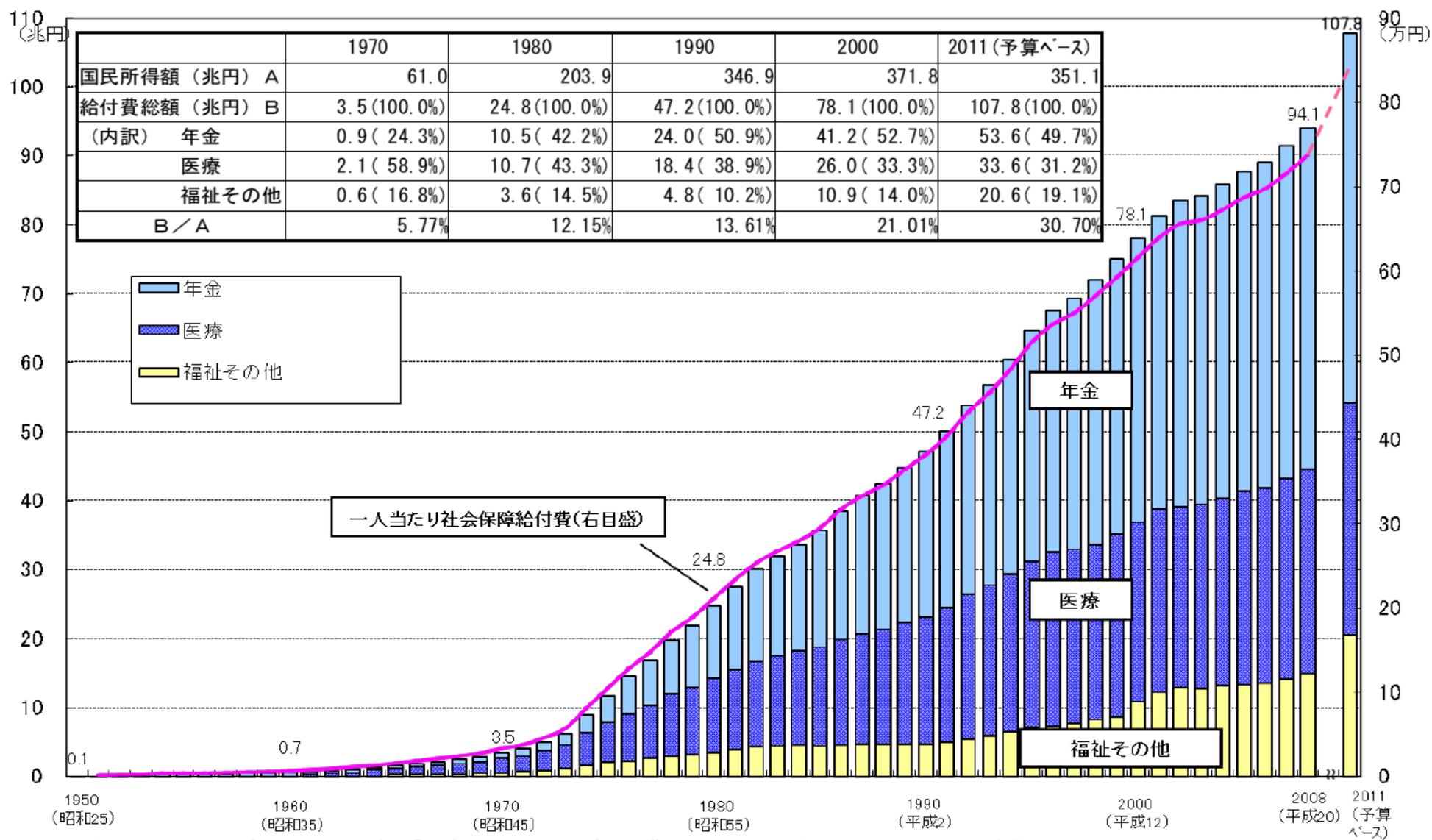
・・・（略）」

○平成24年東京都議会第2回定例会における知事所信表明（6月5日）

「（略）・・・首都の防災力向上こそが先決でありまして、そのためにも、国は、道理もなく奪った法人事業税を東京に速やかに返還すべきであります。確実な撤廃に向け、都議会の皆様の一層のお力添えをお願いいたします。・・・（略）」

注 東京都議会ホームページ「本会議の会議録」等から一部抜粋。

社会保障給付費の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成20年度社会保障給付費」、2011年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2011年度の国民所得額は平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成23年1月24日閣議決定)

(注) 図中の数値は、1950, 1960, 1970, 1980, 1990, 2000及び2008並びに2011年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

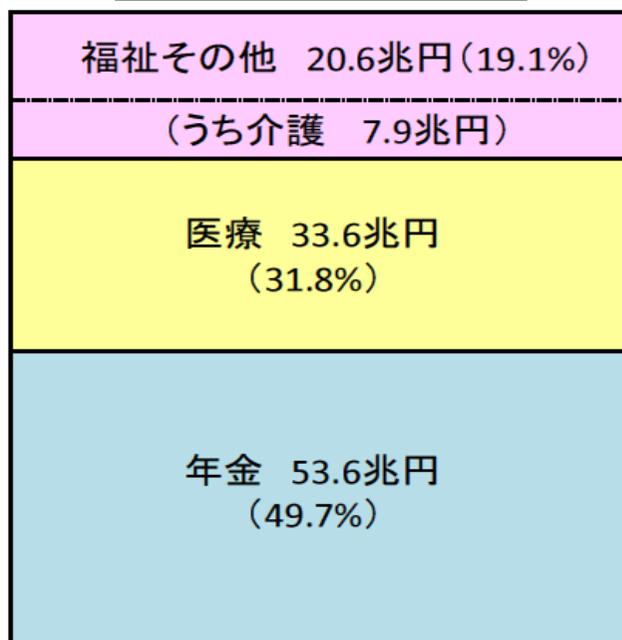
(注) 地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用は国内の統計資料の制約から基本的には含まれていない。

社会保障の給付と財源

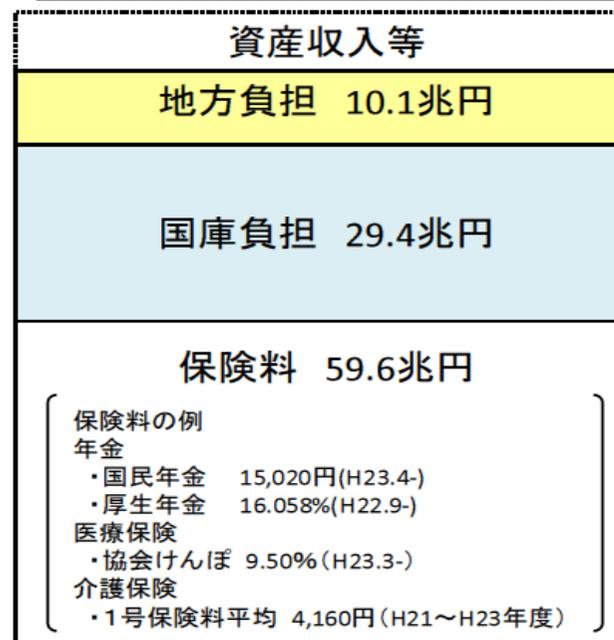
- 社会保障給付費は約107.8兆円（年金が約5割、医療が約3割）
- この給付（107.8兆円）を保険料（約6割）のほか、国と地方の公費（約4割）などの組合せにより賄っている

社会保障給付費（平成23年度当初予算ベース）

給付費 107.8兆円



財源 99.1兆円＋資産収入

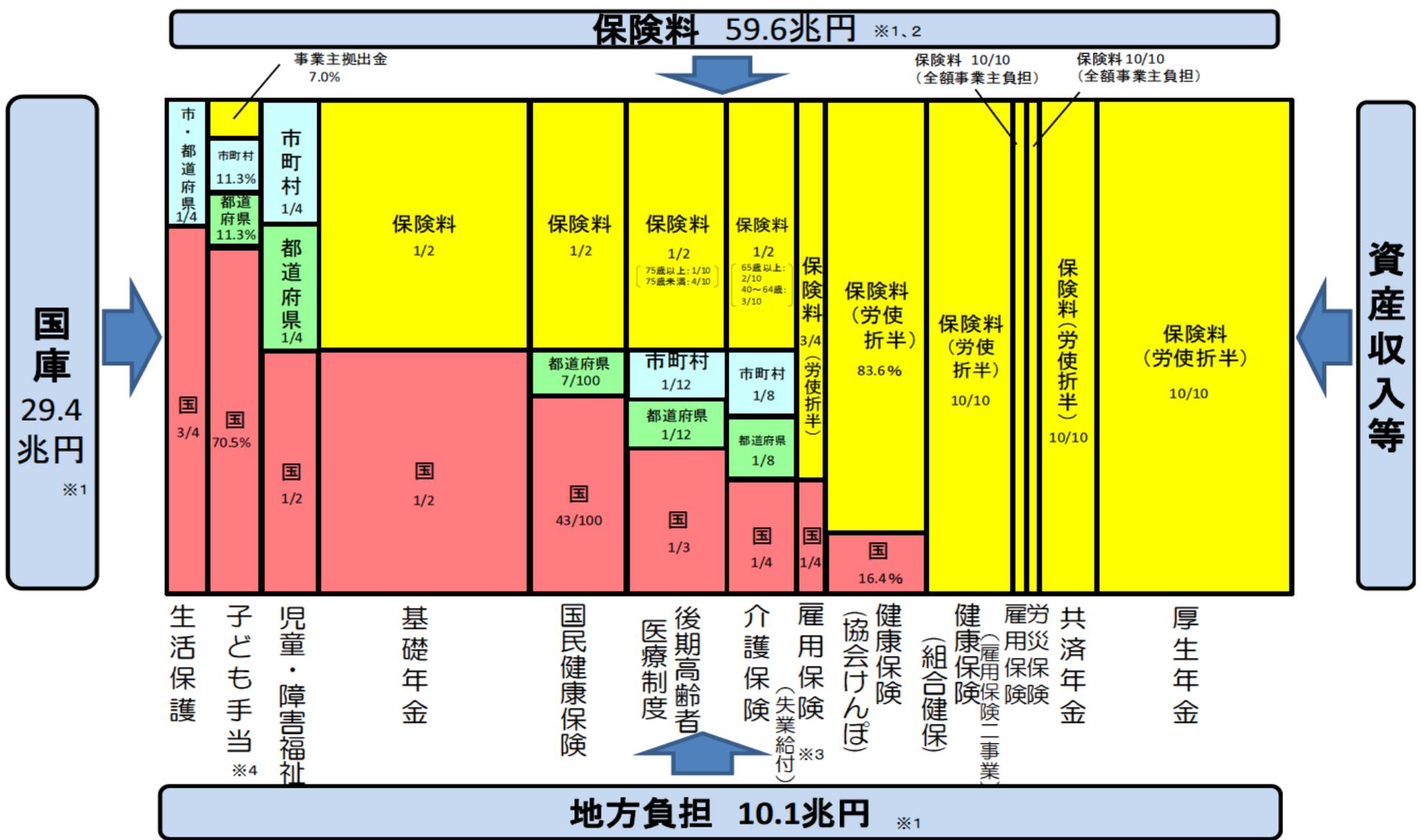


直近の実績値（平成20年度）

- ・ 社会保障給付費 94.1兆円 (NI比26.8%)
- ・ 財源構成 保険料 57.4兆円、公費32.7兆円
(ほか資産収入など)

(注) 地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用は基本的には含まれていない。

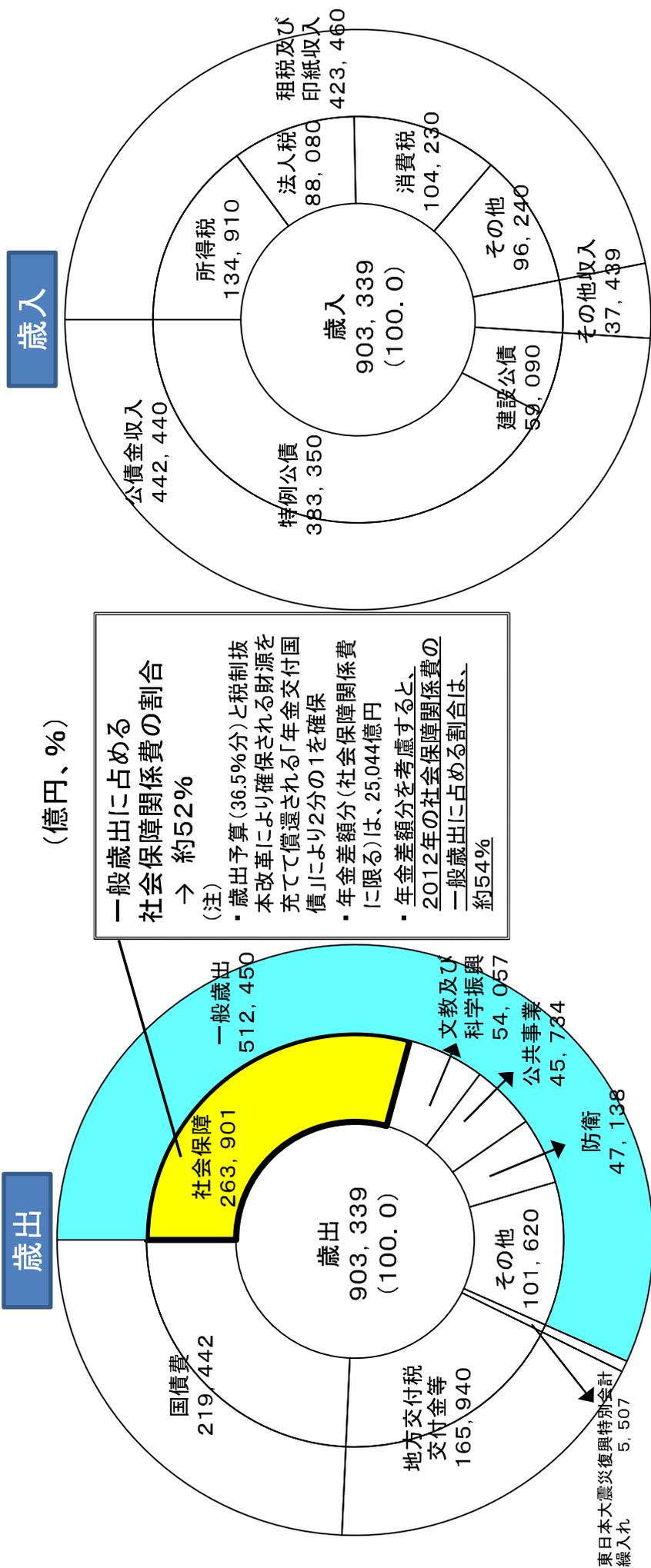
社会保障財源の全体像(イメージ)



※1 保険料、国庫、地方負担の額は平成23年当初予算ベース ※2 保険料は事業主拠出金を含む。
 ※3 雇用保険(失業給付)については、当分の間、国庫負担額(1/4)の55%に相当する額を負担。
 ※4 児童・障害福祉のうち、児童入所施設の措置費は負担割合は、原則として、国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2となっている。
 (注) 地方自治体が地方の財政のみにより行っている事業等の費用は基本的には含まれていない。

平成24年度 国の一般歳出と社会保障関係費

国の一般歳出の約52%は社会保障関係費（高齢化等に伴い、一般歳出に占める社会保障関係費が急増）



一般歳出に占める社会保障費の割合の推移

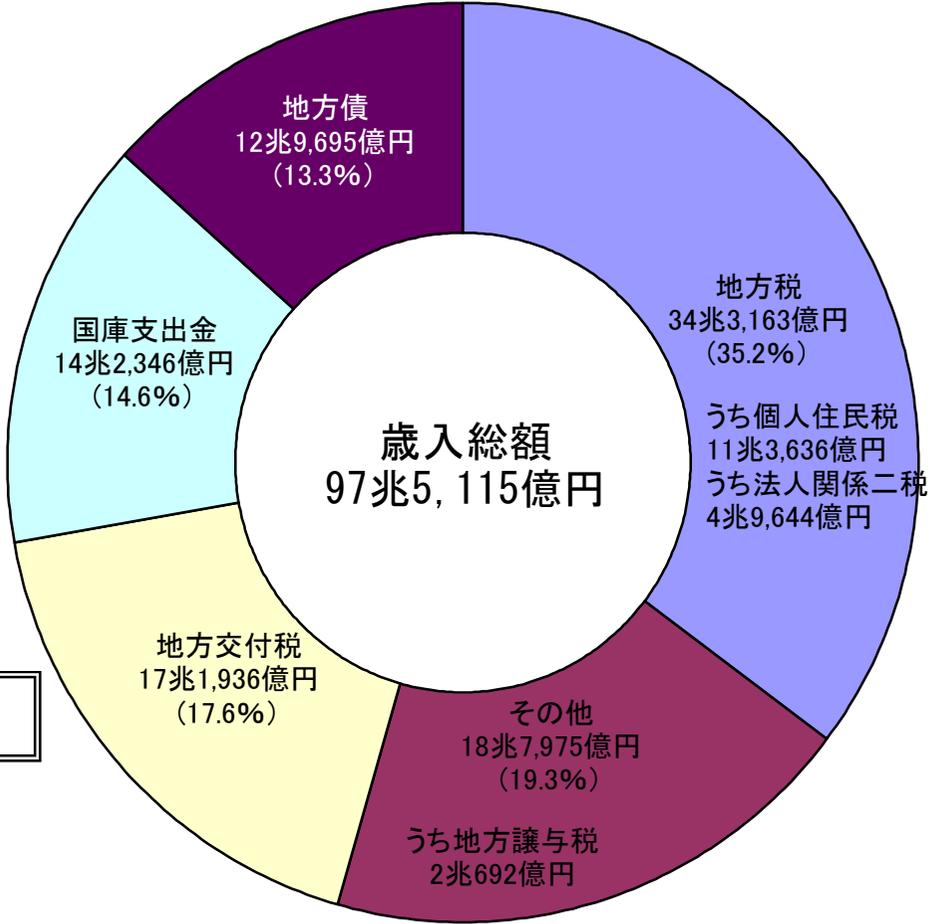
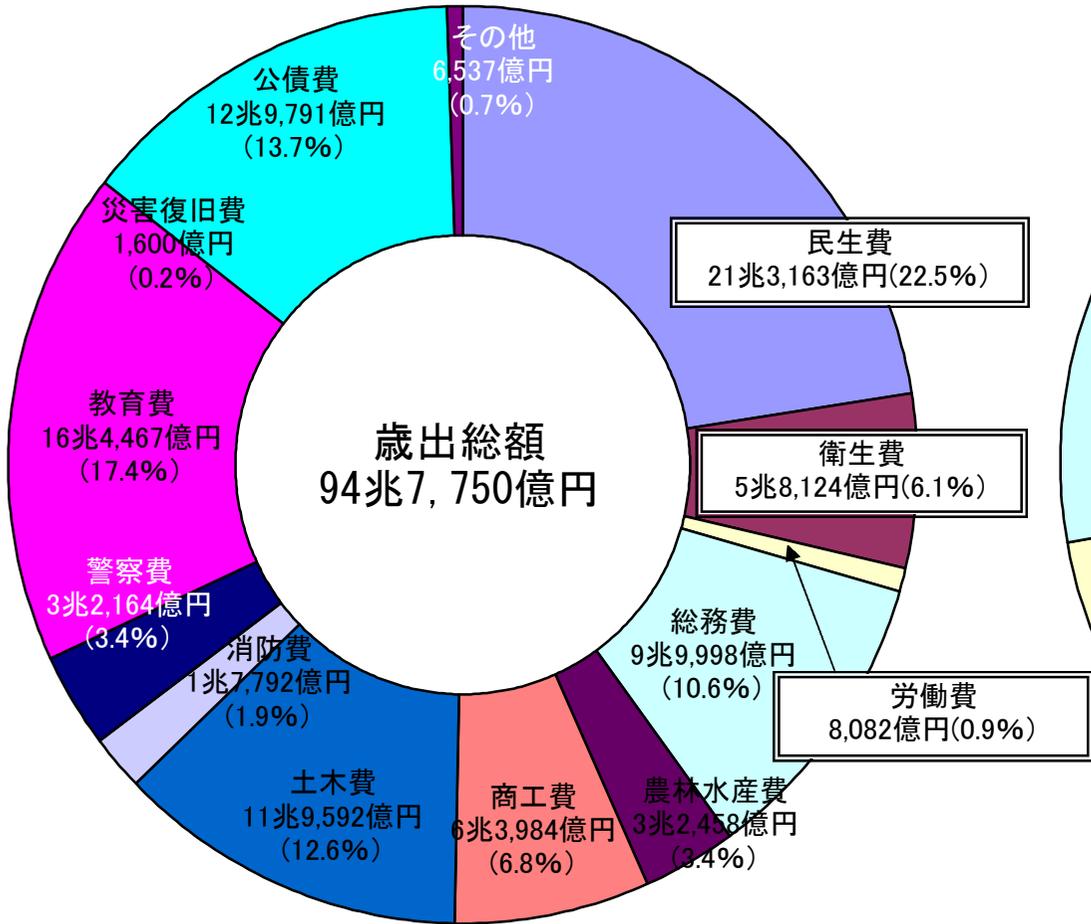
年度	歳出総額	一般歳出	社会保障関係費
2012	903,339	512,450 (100%)	263,901 (約52%)
2005	821,829	472,829 (100%)	203,808 (約43%)
2000	849,871	480,914 (100%)	167,666 (約35%)

「第23回社会保障審議会資料」(厚生労働省)より

地方の普通会計決算の概要（平成22年度）

歳 出

歳 入



注1 「平成24年度版 地方財政白書」（総務省）をもとに作成。
 注2 民生費には、社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費、災害救助費が含まれる。
 注3 衛生費には、公衆衛生費、結核対策費、保健所費、清掃費が含まれる。
 注4 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

国民健康保険税と国民健康保険料

資料17

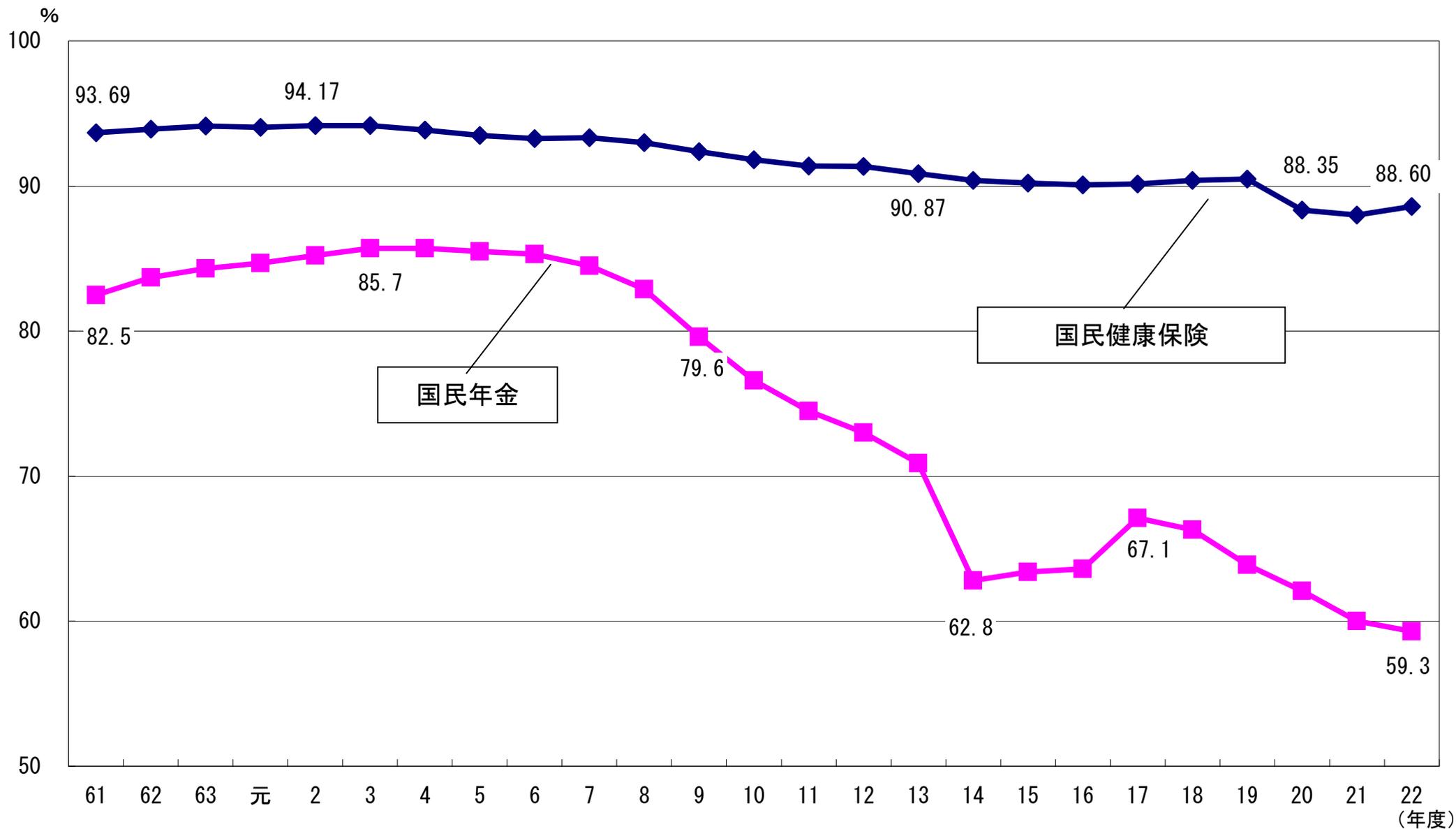
	国民健康保険税	国民健康保険料																				
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険に要する費用の確保を目的 ○ 原則は保険料によるが、徴収状況の悪化を理由に国民健康保険税を創設（昭和26年） ○ 税とするか保険料とするかは市町村の選択 																					
客体	○ 国民健康保険の被保険者である世帯主等																					
課税(賦課)額	$\text{課税(賦課)額} = \begin{array}{ c c c c } \hline \text{医療保険分} & & & \\ \hline \text{所得割} & \text{資産割} & \text{被保険者均等割} & \text{世帯別平等割} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{ c c c c } \hline \text{後期高齢者支援金分} & & & \\ \hline \text{所得割} & \text{資産割} & \text{被保険者均等割} & \text{世帯別平等割} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{ c c c c } \hline \text{介護保険分} & & & \\ \hline \text{所得割} & \text{資産割} & \text{被保険者均等割} & \text{世帯別平等割} \\ \hline \end{array}$																					
税(料)率等	<p>○ 税(料)率及び構成（①～③のいずれか）は市町村の条例により決定</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割 = 世帯の所得額 × 税(料)率</td> <td>40%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>資産割 = 固定資産税額 × 税(料)率</td> <td>10%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>均等割 = 被保険者数 × 均等割額</td> <td>35%</td> <td>35%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>平等割 = 世帯あたり額</td> <td>15%</td> <td>15%</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-left: 20px; width: fit-content;"> <p>【例 23区(H24年度)】</p> <p>医療保険分 所得割 6.28% 均等割 30,000円</p> <p>後期高齢者支援金分 所得割 2.23% 均等割 10,200円</p> <p>介護保険分 所得割 1.49%(新宿区) 均等割 14,100円</p> </div>			①	②	③	所得割 = 世帯の所得額 × 税(料)率	40%	50%	50%	資産割 = 固定資産税額 × 税(料)率	10%	-	-	均等割 = 被保険者数 × 均等割額	35%	35%	50%	平等割 = 世帯あたり額	15%	15%	-
	①	②	③																			
所得割 = 世帯の所得額 × 税(料)率	40%	50%	50%																			
資産割 = 固定資産税額 × 税(料)率	10%	-	-																			
均等割 = 被保険者数 × 均等割額	35%	35%	50%																			
平等割 = 世帯あたり額	15%	15%	-																			
団体数	1511（東京都内：右記以外）	239（東京都内：23区、立川市、西東京市）																				
収入額	16,493億円	13,980億円																				
時効	5年	2年																				
滞納処分優先順位	国税と同順位	国税、地方税に劣後																				
遡及賦課	3年	2年																				

注1 総務省ホームページ資料等により作成。

2 団体数及び収入額は平成21年度の数値であり、特別区、一部事務組合等を構成する市区町村はそれぞれ1市町村として集計している。

国民年金保険料、国民健康保険料の収納率の推移

資料18

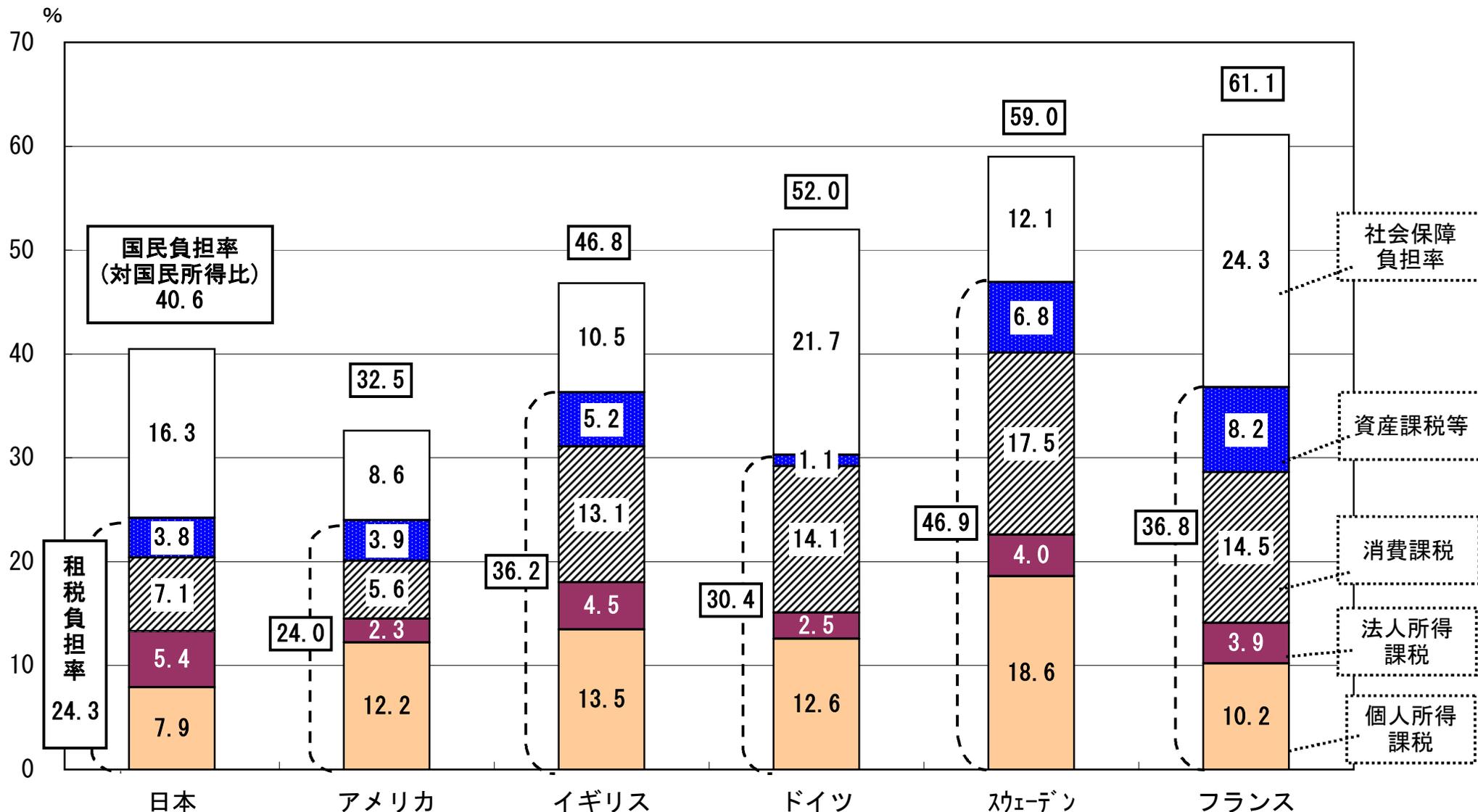


注1 「平成22年度の国民年金の加入・保険料納付状況」、「平成22年度国民健康保険（市町村）の財政状況について」（いずれも厚生労働省）により作成。

2 国民健康保険は、市町村が運営する国民健康保険料（税）の収納率であり、平成22年度は速報値である。

国民負担率の内訳の国際比較

資料19



注1 「国民負担率の内訳の国際比較」(財務省ホームページ)により作成。

注2 日本は2008年度実績、諸外国は“Revenue Statistics 1965-2009”及び“National Accounts 1997-2009”(いずれもOECD)による。なお、日本の2011年度予算ベースでは、国民負担率:38.8%、租税負担率:22.0%、個人所得課税:7.2%、法人所得課税:4.0%、消費課税:6.9%、資産課税等3.8%、社会保障負担率:16.8%となっている。

注3 租税負担率は国税及び地方税の合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

注4 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。